

愛川町指定居宅介護支援事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定にあたり、パブリック・コメント手続を実施しない理由について

本条例の制定については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」であり、パブリック・コメント手続の対象となる条例であります。

今回の条例制定については、平成26年6月25日付で公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により、介護保険法が一部改正され、保険者機能の観点から、市区町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的として、居宅介護支援事業者の指定権限を都道府県から市区町村に移譲することとなったため、条例の制定を行うもので、当初は平成31年4月までの制定を予定していたところです。

しかしながら、平成30年1月18日に公布された省令改正により、急遽、平成30年4月1日までに上記条例を制定しなければならなくなったことから、愛川町自治基本条例19条第2項第4号（迅速もしくは緊急を要するもの）の規定により、パブリック・コメント手続を実施しないものです。